

運転免許証への旧姓併記について

住民票に旧姓を併記する手順をしている方は、運転免許証に旧姓を併記できます。

お持ちの運転免許証に旧姓を併記する場合

下図のとおり、運転免許証裏面の備考欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。



備考 旧姓を使用した氏名：東京花子 〇〇公委

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
 - 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
 - 私は、臓器を提供しません。
- (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

【特記欄：】 (自筆署名) 年 月 日
(署名年月日)

新しい運転免許証の交付を受ける場合

下図のとおり、運転免許証表面の氏名欄に「旧姓を使用したフルネーム」が記載されます。



[]で囲まれている部分が、旧姓を使用した氏名です。

再交付の場合は手数料がかかります。

備考 氏名欄の括弧内は旧姓を使用した氏名 〇〇公委

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思表示をすることができます(記入は自由です)。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

- 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
 - 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
 - 私は、臓器を提供しません。
- (1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、Xをつけてください。)
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・脾(すい)臓・小腸・眼球】

【特記欄：】 (自筆署名) 年 月 日
(署名年月日)

住民票に旧姓を併記する請求手続を住所地の市区町村で行った上で、運転免許証と次のいずれかをお持ちください。

- 旧氏欄に旧姓が併記された住民票
- 氏名欄に旧姓が併記され又は追記欄に旧姓が追記されたマイナンバーカード

再交付を伴う旧姓併記の申請場所は、
・各運転免許試験場(優良更新センターを除く)
・札幌、函館、旭川、釧路、帯広及び北見市内の警察署を **除く** 各警察署
となります。

住民票への旧姓併記については、総務省ホームページ「[住民票、マイナンバーカード等への旧氏の併記について](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/kyuuji.html)」を参考にしてください。